

2016年11月15日 全5頁

# トランプ氏の金融規制に対する考え方

## ドッド・フランク法は廃止されるのか

金融調査部 主任研究員  
鳥毛 拓馬

### [要約]

- 2016年11月8日（米国時間）、米国で大統領選挙が行われ、共和党候補のドナルド・トランプ氏が勝利した。同氏はこれまでの選挙戦において、ドッド・フランク法の縮小・廃止の主張をしていた。
- トランプ氏の政策を記載したウェブサイトでは、「ドッド・フランク法を撤廃し、経済成長と雇用創出を促す新しい政策と入れ替えることに取り組む」としている。もっとも、それ以上の具体的な改革案について言及はない。
- 同日に行われた連邦議会選挙では、上下院ともに、共和党が過半数を占めた。同年7月18日に公表された共和党の政策綱領（事実上の選挙公約）においては、ドッド・フランク法に否定的な見解が示された。なお、共和党議員からは、ドッド・フランク法を修正する金融選択法案（The Financial CHOICE Act）が提出されており、下院金融委員会で2016年9月13日に可決され、下院に送付されている。
- また、共和党の政策綱領では、銀行が証券会社と系列関係を持つことを禁止（いわゆる銀証分離）したグラス・スティーガル法（Glass-Steagall Act）の復活を掲げている。

## 1. はじめに

2016年11月8日（米国時間）、米国で大統領選挙が行われ、共和党候補のドナルド・トランプ氏が勝利した。同氏は選挙戦において、金融規制に関する政策としてドッド・フランク法の縮小・廃止の主張をしていた。

一方、同日に行われた連邦議会選挙では、上下院ともに、共和党が過半数を占めた。共和党の金融規制に対する考え方は、2016年7月18日に公表された政策綱領（事実上の選挙公約）に

示されている（REPUBLICAN PLATFORM 2016<sup>1</sup>）。政策綱領によると、同党はドッド・フランク法に否定的である一方、銀行が証券会社と系列関係を持つことを禁止（いわゆる銀証分離）したグラス・スティーガル法（Glass-Steagall Act、以下GS法）の復活を掲げている。

## 2. トランプ氏の金融規制に対する考え方

ドランプ氏は、これまでドッド・フランク法について、「ドッド・フランク法を排除する必要がある。銀行はカネを必要とする人に貸していない。規制当局が銀行を運営している」（－2015年10月20日、フォックスニュースのインタビューで）<sup>2</sup>などとコメントし、ドッド・フランク法の縮小・廃止を唱えてきた。また、ウォール街（大手金融機関）との関係については、「私はウォール街を、ウォール街の人々を知っている。私は殺人を犯したウォール街を見逃すつもりはない。ウォール街はわれわれにとって、とてつもなく大きな問題を引き起こした」（－2016年1月9日、アイオワ州オタムワで行った選挙演説で）<sup>3</sup>としており、基本的にはウォール街（大手金融機関）に対して好意的でないものと思われる。

トランプ氏の政策を記載したウェブサイトでは、「金融サービス改革」と題して、「地域金融機関が1日1社の割合で消滅している一方、大規模銀行はさらに拡大している。そして、納税者は『大きすぎて潰せない』とみなされている金融機関を救済するという困難な立場に置かれたままである。」としたうえで、金融サービス政策実施チームは、ドッド・フランク法を撤廃し、経済成長と雇用創出を促す新しい政策と入れ替えることに取り組むとしている<sup>4</sup>。もともと、それ以上の具体的な改革案について言及はない。

## 3. 共和党の政策綱領

大統領選挙と同日に行われた連邦議会選挙においては、上下院ともに共和党が過半数を占めた。今後行われる金融規制改革の行方については、トランプ氏の考え方のみならず共和党の方針にも注目する必要がある。2016年7月18日に公表された共和党の政策綱領では、「規制：静かな暴政」（Regulation: The Quiet Tyranny）と題する項目で、同党の金融規制に対する考え方が示されている。具体的には、①ドッド・フランク法は、民主党が立法した「ゴジラ」であり、小規模のコミュニティ・バンクや他の貸手を破壊するものである。②商業銀行がリスクの高い投資業に従事するのを禁ずるグラス・スティーガル法の復活を支持する、といった内容が

<sup>1</sup> 2016年7月18日公表。

[https://prod-static-ngop-pbl.s3.amazonaws.com/media/documents/DRAFT\\_12\\_FINAL%5b1%5d-ben\\_1468872234.pdf?mid=76323&rid=13484659](https://prod-static-ngop-pbl.s3.amazonaws.com/media/documents/DRAFT_12_FINAL%5b1%5d-ben_1468872234.pdf?mid=76323&rid=13484659)

<sup>2</sup> ウォール・ストリート・ジャーナル日本版 ウェブサイト

<http://jp.wsj.com/articles/SB12616845268056034052504582153692456206980>

<sup>3</sup> ウォール・ストリート・ジャーナル日本版 ウェブサイト

<http://jp.wsj.com/articles/SB12616845268056034052504582156150746311324>

<sup>4</sup> <https://www.greatagain.gov/policy/financial-services.html>

記載されている<sup>5</sup>。

また、「解放的な金融市場」(Freeing Financial Markets)と題する項目では、③ドッド・フランク法の制定により、コミュニティ・バンクは相当数減少し、残った銀行にとっても規制のコストと複雑さは障害となっている、④ドッド・フランク法の過度な規制は今日の経済停滞の原因となっている、⑤ドッド・フランク法の中で最悪なのは、議会による予算承認を受けない消費者金融保護局(CFPB: Consumer Financial Protection Bureau)を設立したことである、⑥大きすぎて潰せない金融機関はないと考えており、金融機関の破綻問題は連邦破産法による解決を支持する、といった内容が記載されている<sup>6</sup>。

**図表 1 共和党の金融規制に関する主な考え方**

- ・ GS法の復活
- ・ 大きすぎて潰せない金融機関に対する対処
  - 連邦破産法に則った処理
- ・ ドッド・フランク法に対する考え方
  - 基本的に廃止
- ・ 消費者金融保護局
  - 議会による予算承認を受けるなど一定の監督を及ぼす

(出所) 共和党政綱を基に大和総研作成

#### 4. グラス・スティーガル法とは

GS法とは、1933年銀行法の通称であり、銀行業務と証券業務の分離を規定していたものである。大恐慌の時代に、米国の銀行がラテン・アメリカの不良債権をつかみ、証券部門の扱う外債を隠れ蓑にして売りさばいていたといった問題や銀行が証券子会社を通じて財務の悪化した貸付先に証券を発行させ、調達した資金を貸付金の返済に充てさせたなどの問題に対処するために制定されたものである<sup>7</sup>。GS法は、図表2の4つの条文により、銀証分離を規定していた。

<sup>5</sup> 脚注1 p. 28。

<sup>6</sup> 脚注1 p. 3。

<sup>7</sup> 詳細については武藤敏郎・大和総研編『米国発金融再編の衝撃』(東洋経済新報社、2009年) p. 203以降参照。

図表2 グラス・スティーガル法

条文	規制対象	対象機関	内容
16条	銀行本体の証券業務を規制	加盟銀行(※)	証券引受業務を禁止。証券売買業務を国債・一般財源地方債などを除き顧客の注文・計算によるもののみ許容(業務の分離)。
21条		すべての銀行	証券の発行・引受け・売付け・分売を行う者は預金受入業務を禁止(業務の分離)。
20条	銀行と証券会社の関係の規制	加盟銀行(※)	証券の発行・募集・引受け・公売・分売を主として行う組織との関係を禁止(組織の分離)。
32条		加盟銀行(※)	証券の発行・引受けなどを主たる業務として行う会社の役員・職員などとの兼務を禁止(人の分離)。

(※) 連邦準備制度に加盟している銀行。

(出所) 松尾直彦『Q&A アメリカ金融改革法』(金融財政事情研究会、2010年) p. 19に大和総研加筆

GS法は、1999年に制定されたグラム・リーチ・ブライリー法(Gramm Leach Bliley Act、以下GLB法)により、組織の分離を規定した20条と人の分離を規定した32条が廃止された<sup>8</sup>。これにより、子会社・兄弟会社を通じた銀行・証券間の相互参入が自由化された。もともと、16条、21条は廃止されず存続したので、銀行本体による証券業務については依然として、一定の範囲に制限された。

2008年に起こった金融危機を端緒として、2010年に成立したドッド・フランク法では、GS法を復活させ銀証分離規定を設けられることはなかった<sup>9</sup>。

## 5. 今後の見込み

前述の通り、トランプ氏、共和党ともに、ドッド・フランク法に対して否定的である。もともと、現時点で具体的な内容について公表されているわけではない。この点については、今後のドッド・フランク法の改正の方向性として、共和党のジェブ・ヘンサーリング下院金融サービス委員長が提出している金融選択法案(The Financial CHOICE Act)が参考になるものと思われる。

同法案は、ドッド・フランク法の修正などを内容とするものであり、米国の下院金融サービス委員会で2016年9月13日に可決され<sup>10</sup>、現在、下院(本会議)に送付されている。

同法案の主な内容としては、①金融安定監視評議会(FSOC: Financial Stability Oversight Council)のシステム上重要な金融機関(SIFIs: Systemically Important Financial

<sup>8</sup> GS法の廃止とGLB法の制定経緯等については、脚注6の書籍参照。

<sup>9</sup> 松尾直彦『Q&A アメリカ金融改革法』(金融財政事情研究会、2010年) p. 19。

<sup>10</sup> 下院金融サービス委員会ウェブサイト

<http://www.financialservices.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=401011>

Institutions) を指定する権限について遡って無効にする、②ボルカー・ルール<sup>11</sup>の廃止、③CFPB の名称を消費者金融機会委員会 (Consumer Financial Opportunity Commission : CFOC) に変更し、1 人の長官による体制から 5 人の委員で構成され (委員会制)、議会による監督と予算制約を受ける体制に変更すること<sup>12</sup>などが盛り込まれている。

今後は、金融選択法案を中心として議論が進むことが予想されるが、実現には、民主党の反対などにより、ドッド・フランク法が成立した場合と同様に年単位の時間がかかるものと思われる。

また、一部では、ドッド・フランク法の修正が、大規模金融機関にとって有利になるのではないとも言われている。ただし、前述の通り、トランプ氏が大規模金融機関に対して好意的でないこと、共和党が政策綱領で GS 法復活を目指していることからすれば、現時点でドッド・フランク法の修正と GS 法の復活の関係が詳細に整理されているわけではないものの、必ずしも大規模金融機関に対する規制緩和にはならないことも有り得る。

いずれにせよ、トランプ氏が、共和党から提出されている金融選択法案と大きく異なる主張をするとは考えにくいので、新たな提案がなされない限り、ドッド・フランク法の修正に向けた動きとしては、同法案の議論の行方を注目すべきであろう。

---

<sup>11</sup> ボルカー・ルールについては以下の大和総研レポートを参照。

横山 淳「ボルカー・ルール (自己勘定取引の禁止編)」(2014 年 3 月 7 日、大和総研レポート)

([https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140307\\_008301.html](https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140307_008301.html))

横山 淳「ボルカー・ルール (ファンド投資等の規制編)」(2014 年 7 月 31 日、大和総研レポート)

([https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140731\\_008811.html](https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140731_008811.html))

<sup>12</sup> 1 人の長官に権限が集中することや予算の承認による議会の統制を受けていないことを懸念し、証券取引員会など同様の組織形態を目指しているものと考えられる。なお、奥山裕之「米国における金融消費者保護局の設立と展開」(国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』No. 780 平成 28 年 1 月号) を参照。